

自治体との電子契約締結のメリットと対応方法

運営：弁護士ドットコム（株）

弁護士ドットコム

会社名	弁護士ドットコム株式会社（英文表記：bengo4.com,Inc.）
所在地	〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル
設立	2005年7月4日
上場市場	東京証券取引所グロース市場 [証券コード：6027] 2014年12月11日上場



元榮 太一郎

創業者
代表取締役社長
弁護士

運営サービス



日本の法律に特化した弁護士監修の
契約マネジメントプラットフォーム



企業法務に関わる方のための、
実務に役立つ企業法務ポータルサイト



日本最大級の法律相談ポータルサイト
法律トラブルの解決をサポートします



無料税務相談や税理士・会計事務所の
検索ができる税務相談ポータルサイト

紙とハンコの課題を解決する 電子契約サービス



CLOUDSIGN



国内電子契約市場を牽引

日本の電子契約市場の立ち上がりを支え、**政府へのIT化戦略のご提言**を始めとし、
電子契約の普及とともに、事業を成長させてきました。



政府へのIT化戦略のご提言



クラウド型電子署名サービス協議会の設立

紙契約が引き起こす課題

製本や郵送の準備に
手間がかかる…

押印のために出社を
しなければならない



業務スピードの低下

契約締結までに
1週間以上必要

過去に締結した
契約書の確認に
時間がかかる

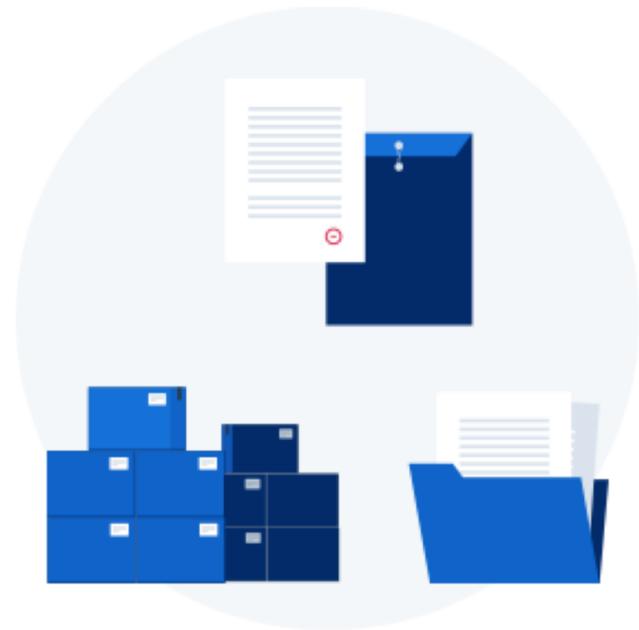
紙契約が引き起こす課題

人件費

印紙代

郵送費

保管費



膨れる間接コスト

インターネット上で 契約締結から契約書管理まで可能なサービス



契約締結のスピードアップ&業務効率化

従来の紙と印鑑での契約締結



クラウドサインでの契約締結



サイトへの文書のアップロード・メール送信のみで契約が完了
スピード締結を実現します

コストの削減



いつでもどこでも契約締結が可能に



✓ 在宅勤務で契約

✓ 出張中・移動中にも契約

シェアNo.1の電子契約サービス「クラウドサイン」

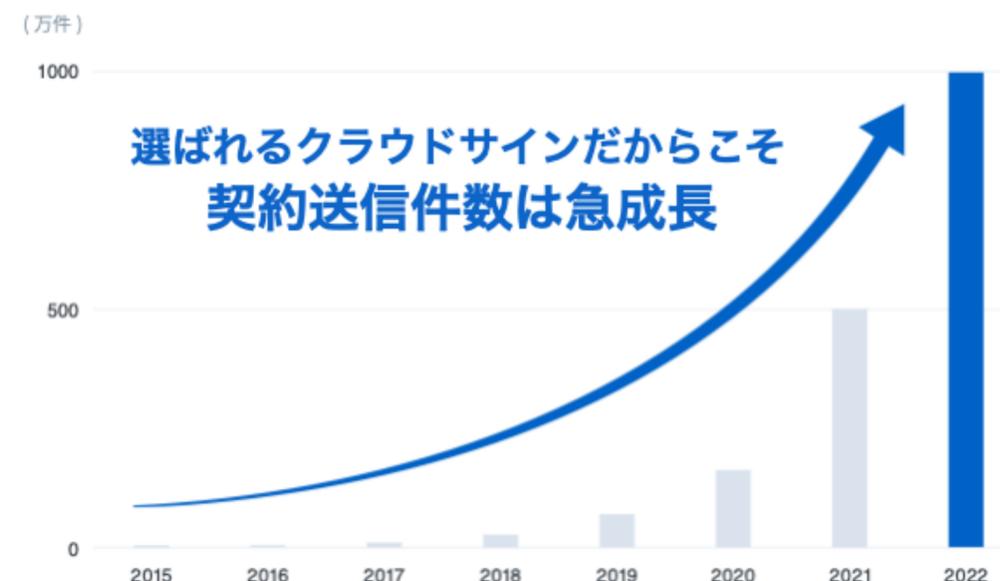


導入社数 **250万社超**

国内でNo.1の利用実績/認知度があり
貴社のみならずお取引先様も安心安全
にご利用頂けるサービスです



累計送信件数 **1000万件超**



※1:株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2023年版」(電子契約ツール、2022年度実績)
 ※2:株式会社マクロミル(委託調査)、電子契約サービスを利用している20~59歳の男女1,034名を対象にインターネット調査を実施(調査期間:2024年1月26日~1月28日)
 ※3:全国の自治体が公開している公募・入札・プロポーザル情報から有償契約後導入が決定している自治体数を自社調査と比較。2024年2月29日時点調べ。

各業界のリーディングカンパニーがクラウドサインを導入

業界業種問わず、大手企業を中心に多くのリーディングカンパニーに導入いただいている
電子契約市場で売り上げシェアNo.1※1のサービスです。

銀行・証券・保険・その他金融



ITサービス・情報・通信・人材・メディア



建設・不動産



輸送機器・食品・化学・医薬品・その他製造



インフラ



その他



導入自治体の国内シェアNo.1^{※1,2,3}

全国250自治体で運用中

クラウドサイン導入自治体（一部抜粋）

関東地方

- 東京都 (2022.4～)
- 埼玉県 (2022.4～)
全庁試験導入
- 茨城県 (2021.5～)
国内初の都道府県における電子契約導入例
- 東京都港区 (2023.4～)
- 東京都新宿区 (2023.4～)
- 東京都目黒区 (2023.4～)
- 東京都荒川区 (2023.4～)
- 東京都練馬区 (2023.4～)
- 茨城県つくば市 (2022.4～)
- 茨城県水戸市 (2022.12～)
- 千葉県浦安市 (2022.4～)
- 埼玉県坂戸市 (2022.9～)

北海道・東北地方

- 青森県 (2022.11～)
- 秋田県 (2022.10～)
- 北海道ニセコ町 (2023.1～)
- 山形県米沢市 (2023.3～)

中部・北陸地方

- 富山県 (2022.10～)
- 長野県 (2022.8～)
- 静岡県浜松市 (2022.11～)
- 長野県高森町 (2022.3～)

近畿地方

- 奈良県生駒市 (2022.1～)

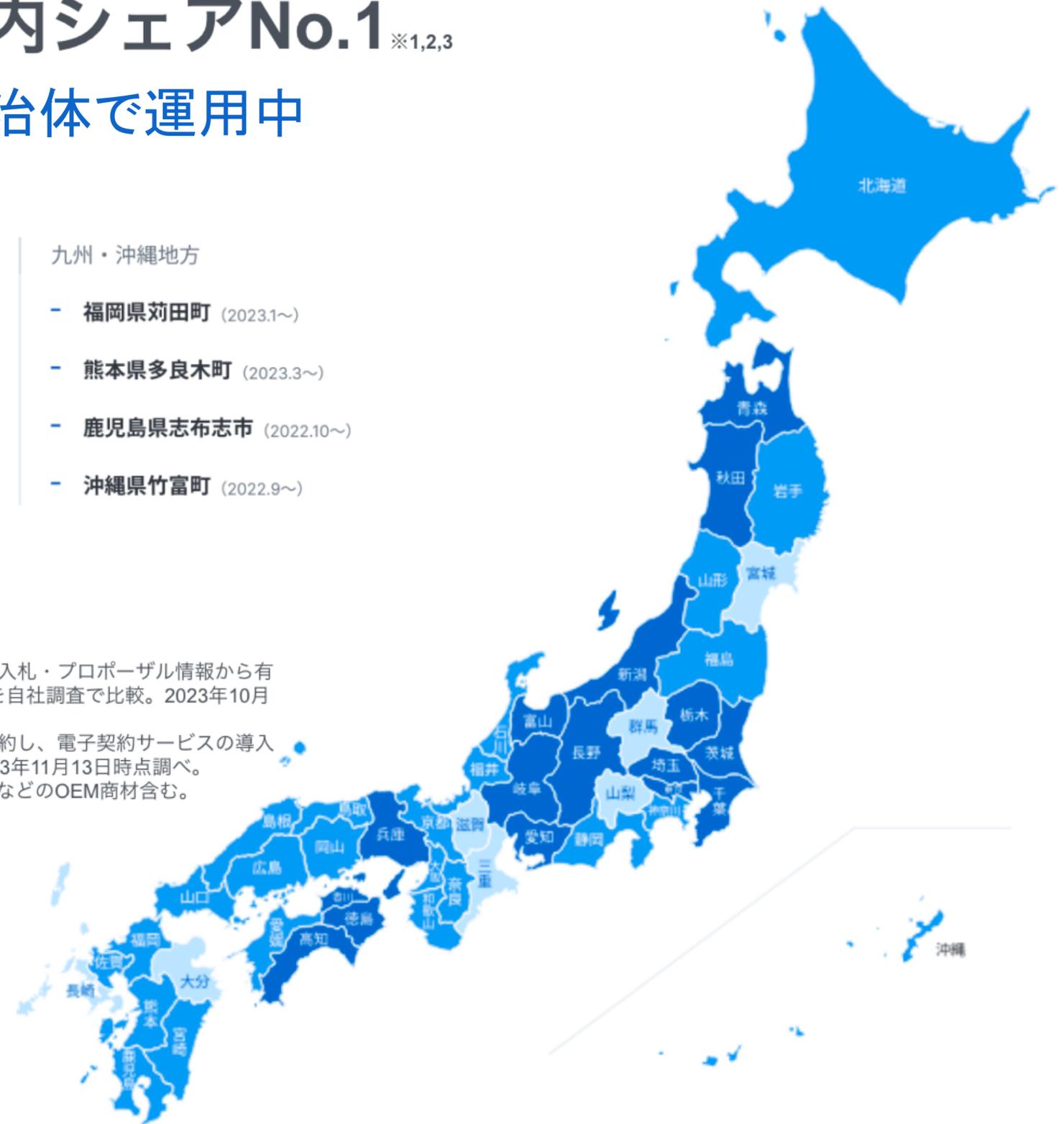
中国・四国地方

- 高知県 (2022.5～)
- 高知県香南市 (2023.1～)
- 鳥取県米子市 (2023.2～)
- 島根県海士町 (2022.10～)
- 山口県山口市 (2023.2～)
- 徳島県北島町 (2023.4～)

九州・沖縄地方

- 福岡県苅田町 (2023.1～)
- 熊本県多良木町 (2023.3～)
- 鹿児島県志布志市 (2022.10～)
- 沖縄県竹富町 (2022.9～)

※1全国の自治体が公開している公募・入札・プロポーザル情報から有償契約後導入が決定している自治体数を自社調査と比較。2023年10月1日時点調べ。
 ※2自治体が電子契約サービスを有償契約し、電子契約サービスの導入が決定している自治体をカウント。2023年11月13日時点調べ。
 ※3導入自治体はSMBCクラウドサインなどのOEM商材含む。





電子署名法

クラウドサインは電子署名法2条1項と同法3条に準拠する仕様を標準仕様としており、契約の真正性における推定項を得やすいサービスでございます。



電子帳簿保存法

弁護士監修の機能開発で電子帳簿保存法に準拠「認定タイムスタンプ」を採用し、法的に安心してご利用いただけます。現行の法令への対応だけでなく、これからの電子契約自体の普及に向けて、積極的に活動を行っております。

2021年2月5日

総務省・法務省・経済産業省・財務省よりクラウドサインが日本初、 電子署名法第2条第1項に定める「電子署名」に該当すると回答。

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A

サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関して、電子署名法上の位置付けを明確にするため、Q&Aを作成いたしました。

▣ [電子署名法第2条関係Q&A\(令和2年7月17日\)](#) [PDF:221KB]

▣ [電子署名法第3条関係Q&A\(令和2年9月4日\)](#) [PDF:162KB]

産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づく回答について

産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づき、次のとおり回答しましたので、お知らせします。

回答日	事業者名	回答等
令和3年2月5日	弁護士ドットコム株式会社	照会書【PDF】 回答書【PDF】

▣ [民事局フロントページへ戻る](#)

事業者様にクラウドサインで契約書が送信されると
皆さまにはクラウドサインからメールで確認依頼が届きます

●●市 ●●課（●●市）から 「デモ用_秘密保持契約書」の確認依頼が届いていま
す 受信トレイ x 🗑️ 📧

クラウドサイン <support@cloudsign.jp>
To 自分 ▾

13:19 (9 分前) ☆ ↶ ⋮



確認依頼

株式会社デモ商事
田中 太郎 様

書類の確認依頼が届きました。

デモ用_秘密保持契約書

From ●●市 ●●課様

書類を確認する

(URL有効期限 2020/03/29 (日) 13:19)

有効期限を過ぎてしまった場合は送信者に再配信を依頼してください。

ブラウザ上で契約書の内容を確認します。

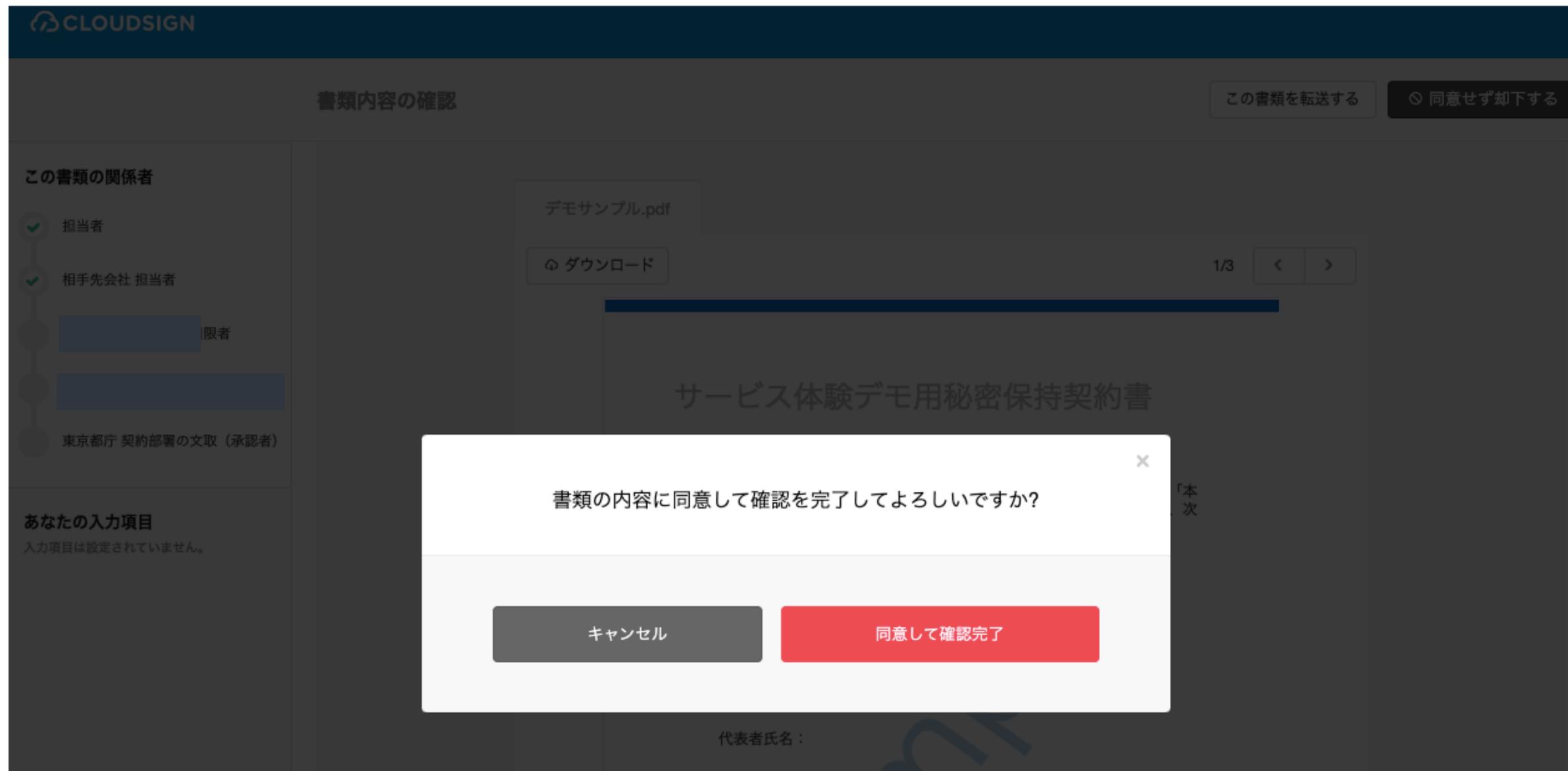


The screenshot displays a web interface for document review. At the top, there is a blue header bar. Below it, a white bar contains the text '書類内容の確認' (Document Content Confirmation) on the left and two buttons: 'この書類を転送する' (Transfer this document) and '同意せず却下する' (Disagree and reject). A green bar below the white bar contains the instruction: '書類の内容を確認の上、問題なければページ下部の「書類の内容に同意」ボタンを押してください。' (After confirming the document content, please click the 'I agree with the document content' button at the bottom of the page if there are no issues.)

The main content area shows a preview of a PDF document. The document title is 'サービス体験デモ用秘密保持契約書' (Service Experience Demo Confidentiality Agreement). The document text reads: '各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲乙間において相互に開示された情報につき、次のとおり秘密保持契約（以下、「本契約」という。）を締結する。' (Each party enters into this confidentiality agreement for the purpose of conducting or considering transactions with the other party (hereinafter referred to as 'the purpose of this matter'), and for the information disclosed to each other in the course of such transactions, the parties agree to the following confidentiality agreement (hereinafter referred to as 'this agreement').)

At the top of the document preview, there is a 'ダウンロード' (Download) button and a page indicator '1/3' with navigation arrows. A large blue watermark logo is visible at the bottom of the document preview.

内容を確認し、問題なければ「同意して確認完了」という赤いボタンを押します。



自治体がクラウドサインで同意を行うと
電子署名が付与済みのPDFファイルの契約書が添付されたメールが届く



契約書ファイルが6MB以上の場合は、メールに添付されないため、メール内のURLからアクセスして**契約書をダウンロード**してください。メール内のURLは**10日間のみ有効**です。



締結完了 [共有] - 添付されていません

クラウド 花子様

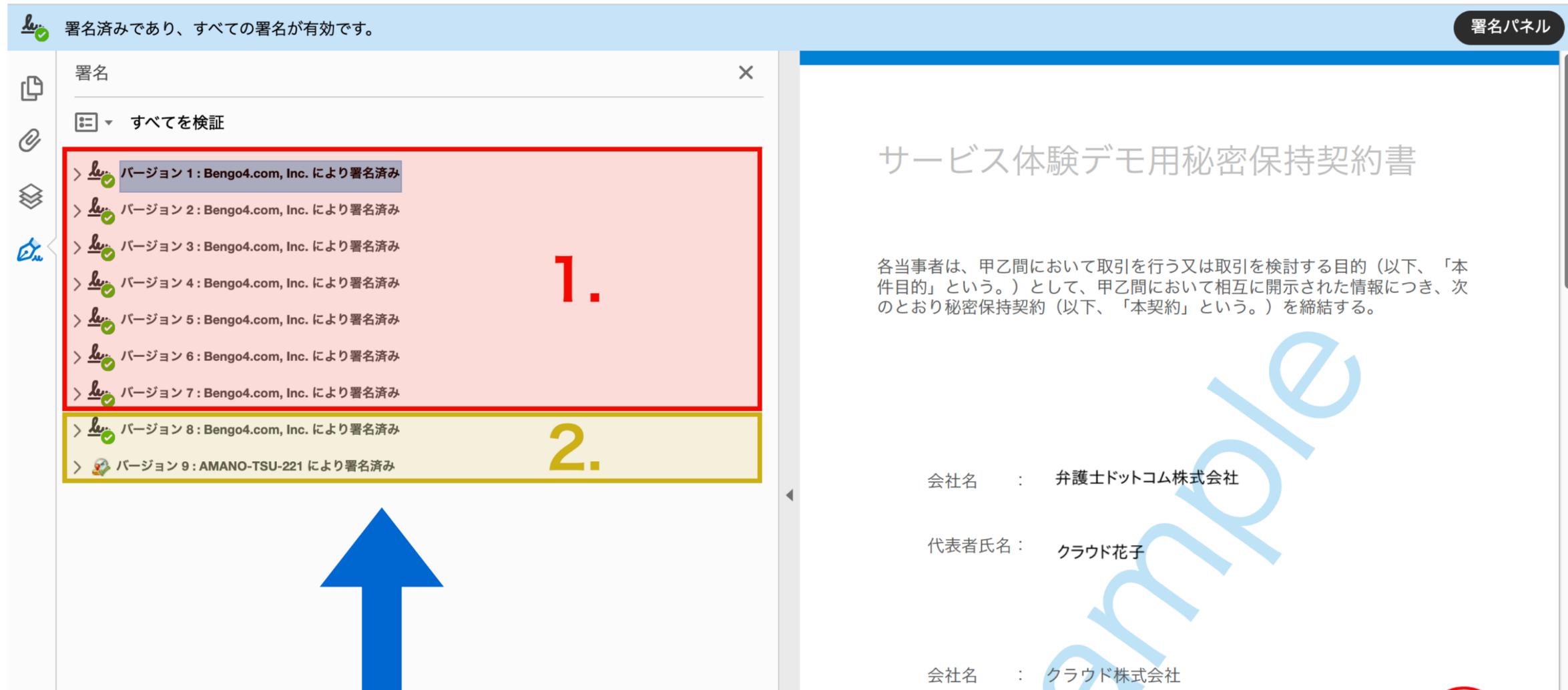
書類の合意締結が完了しました。

書類のファイルサイズが規定を超えたため、メールへの添付ができませんでした。

2019/08/01 (木) 16:00までに下のボタンよりダウンロードをしてください。

書類をダウンロードする
(URL有効期限 2019/08/01 (木) 16:00)

Adobe Acrobat ReaderでPDFファイルを開き、 署名パネルで電子署名・タイムスタンプが確認できます



1.電子署名（赤の枠線部分）

2.タイムスタンプ（黄色の枠線部分）



事業者側もクラウドサインとの契約が必要ですか？

不要です

アカウント作成は不要です。
費用もかかりません。





インストールなどの
事前準備が必要ですか？

不要です

インターネットを利用して締結をします。

推奨環境：Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge

※Internet Explorerは非推奨です





締結後の書類は
どう保管すればいいですか？

PDFファイルが原本となります。
PDFファイルを可読性・検索性を担保できる場所で
保管してください

■ 電子帳簿保存法に対応した保存方法の詳細はこちら

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348-クラウドサイン受信時の書類の保存に関して-電子帳簿保存法改正への対応>



真実性確保の要件 ※① or ②の対応を推奨

1. 訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付

「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定」を作成することで、ITサービスの導入無しで対応可能。

国税庁のHPよりサンプルのダウンロードできます。

2. クラウドサインの導入

①とは別の対応方法として「データの訂正削除を行なった場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの利用」の要件が設定されています。

クラウドサイン上に保存された契約書は訂正・削除ができないため、要件を満たします。

検索機能の確保の要件 ※①～③のどれかの対応を推奨

1. ファイル名に「取引年月日」「取引先」「取引金額」をいれる
2. 締結済み書類データの台帳をExcelなどで作成をする

締結済み書類データのファイル名に連番を付して、情報を後から検索できるように別途Excelなどのソフトで台帳を作成することで、検索機能の確保の要件を満たすことが可能です。

3. クラウドサインの導入

クラウドサインを導入した場合、受け取った書面も自動的にクラウドサイン内に保存されます。保存された契約書は、「取引年月日」「取引先」「取引金額」等の情報で検索できます。



PDFの契約書の編集は可能ですか？

ファイル名の変更は可能ですが、
マーカーを含め内容を編集すると
電子署名は無効となります。



困ったときはこちらまで

ヘルプセンター [\(https://help.cloudsign.jp/ja/\)](https://help.cloudsign.jp/ja/)

フリーの検索ワードでQ&Aを検索できます



チャットサポート

対応時間：平日10:00~18:00



機能・操作などに関する質問は、自治体に問い合わせるのではなく
クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートをご覧ください

自社導入のメリット

PDFと紙の契約が混在することに



すべての契約をデジタルに管理



自治体から受け取った契約書を含め、 すべてクラウドサイン上に自動保存 & 管理



- ✔ 契約書の検索が一瞬に
- ✔ 紛失などのリスク軽減
- ✔ 契約書の期限管理も可能に

書類インポート機能



PDF化された紙の契約書

他サービスで電子署名が付与された契約書

インポート



紙の契約書、PDFの契約書をクラウドサイン上で一元管理

BXゆとりフォーム株式会社



電子契約の導入成果

- ・ 印紙代削減
- ・ ガソリン代・駐車場代の削減
- ・ 担当のクルマでの移動時間削減
- ・ 契約書を簡単に探し出せるように

	フリープラン	有料プラン
料金	0円	月額1万円～
契約書の締結依頼送信	月3件まで	上限なし ※1件あたり200円発生
契約書のクラウド自動保存	○	○
保存済み契約書の検索	×	○
書類のインポート	×	○ ※一部プランでは不可

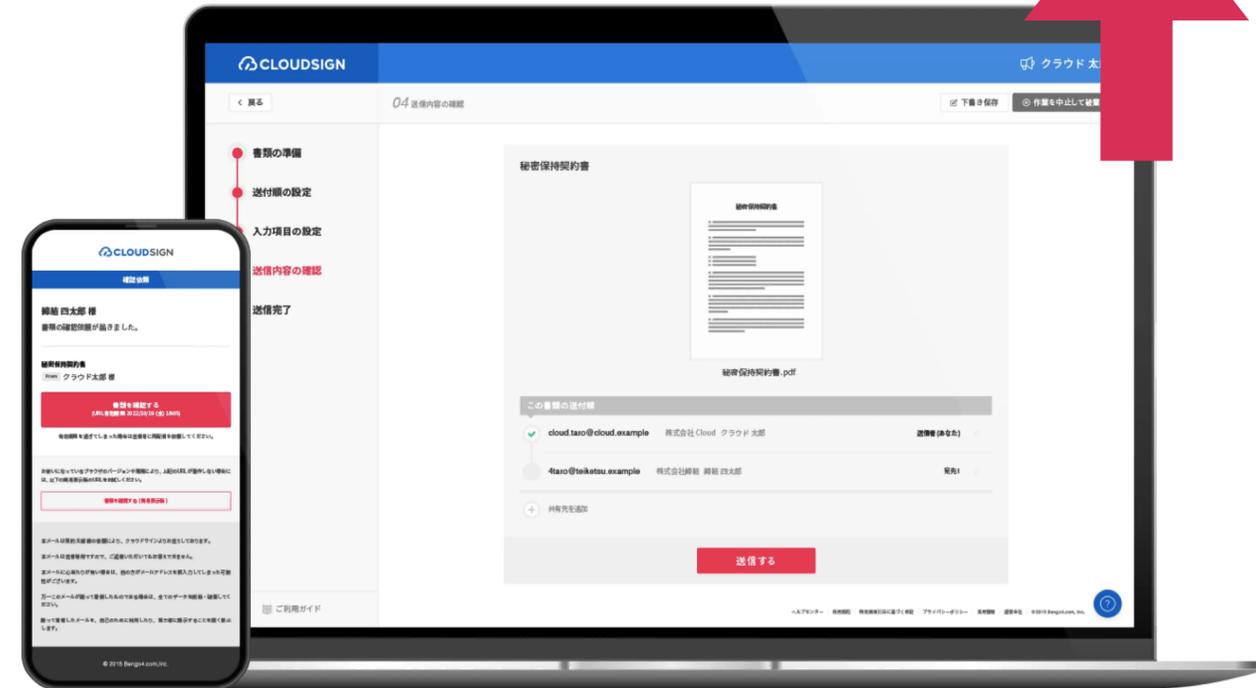
フリープランは クラウドサインTOPページから登録可能

売上シェアNo.1 電子契約はクラウドサイン



まずは資料ダウンロード(無料) >

プランや料金について相談する >





沼田町 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：沼田町

運営：弁護士ドットコム株式会社

1.対象とする契約

契約者双方が作成し保管する書類を中心に、電子契約での運用を行います。

- ・ 契約書 (仮契約書、請書も対象とします)
- ・ 協定書
- ・ 覚書 等

(電子契約又は従来どおり書面(紙)での契約を選択可能です)

令和7年11月1日以降に行う契約が対象となります。

具体的な契約ごとの利用可否については、総務財政課財務グループにご相談ください。



電子契約NG

※書面の電子化に相手の承諾が必要となる契約類型

契約類例	根拠条文	改正法施行予定
事業用定期借地	借地借家法23条	未定
企業担保権の設定又は変更を目的とする契約	企業担保法3条	未定
任意後見契約書	任意後見契約に関する法律3条	未定

上記3点は公正証書の作成が法律で義務化されているので、電子契約が利用できません

条件付きではあるが電子契約OK

※書面の電子化に相手の承諾・希望が必要となる契約類型

契約類例	根拠条文	要件
建設請負契約	建設業法19条3項、施行規則13条の2	承諾
下請会社に対する受発注書面	下請法3条2項	承諾
旅行契約における説明書面	旅行業法第12条の4、第12条の5、施行令第1条など	承諾
不動産取引における重要事項説明書面等※1	宅地建物取引業法34条の2、35条、37条	承諾
定期借地契約、定期建物賃貸借契約書面※1	借地借家法22条、38条、39条	承諾
不動産特定共同事業契約書面	不動産特定共同事業法24条3項・25条3項	承諾
マンション管理委託契約締結に関する交付書面※2	マンション管理適正化法73条3項	承諾
投資信託契約約款	投資信託及び投資法人に関する法律5条2項	承諾
労働条件通知書面	労働基準法15条1項、施行規則5条4項	希望
派遣労働者への就業条件明示書面	派遣法34条、施行規則26条1項2号	希望

2.電子契約の利用にあたって

別記様式

電子契約利用申出書

電子契約サービスを利用して沼田町と電子契約を締結することに同意します。
契約締結の承認に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 契約締結権限者

所	属
役	職
氏	名
メールアドレス	

2 契約担当者

所	属
役	職
氏	名
メールアドレス	

複数のメールアドレスを所持していないため、契約締結権限者のみを報告します。

沼田町長 様

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名 (個人の場合は氏名)
担当者氏名・連絡先

※フリーメールアドレスはお控えください。

※契約締結権限者は、必ずしも社内規定等における最終決裁権者でなくて構いません。あくまで電子契約サービスにより、電子契約を締結する際の最終的な承認者を設定してください。

※利用するメールアドレスについては、外部からのメール（クラウドサイン：support@cloudsign.jp）を受信できるよう設定をお願いします。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

電子契約の利用を希望される場合、「**電子契約利用申出書**」を提出いただく必要があります。

電子契約利用承諾書は町のホームページに掲載しますので、以下のアドレス宛にメールでご提出ください。

zaimu@town.numata.lg.jp

※契約締結権限者と契約担当者は別の方、メールアドレスを指定してください。担当者が締結権限者を兼ねる、メールアドレスがひとつしかないといった場合は契約締結権限者のみ指定し、契約担当者欄は空欄としてください。

3. 契約締結の流れ(概要)

電子契約時の締結業務は以下の流れとなります。

① 沼田町がクラウドサインを通して契約担当者あてに契約書をメールで送付します。



② 契約担当者はメールに送付されたURLから契約書の内容を確認します。
問題がなければ画面下部にある同意ボタンを押します。



③ 契約締結権限者にメールが届くので契約担当者と同様にURLから契約書の内容を確認し、同意ボタンを押します。



④ 沼田町に事業者が同意した旨メールが届くので最終確認同意をします。



⑤ タイムスタンプが付与された契約書データが添付されたメールが契約担当者、契約締結権限者に送付され、契約締結が完了します。

事業者のみなさまが行うのは、

- 届いたメールを開いて内容を確認する
- 同意ボタンを押す

のみです。



- ※電子契約利用申出書に契約締結権限者しか登録されていない場合は、契約締結権限者のみの確認、同意となります。
- ※契約書のデータ容量が大きい場合はデータが添付されず、メールに記載されているURLからダウンロードします。

電子契約は町だけでなく、事業者様にも多くのメリットがあります。

電子契約のメリット

- ・コスト削減(収入印紙や印刷、郵送コストの削減)
- ・業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- ・利用が簡単(アカウント登録なし、無料で利用可能)

「一度電子でやってみたが、やっぱり紙に戻したい」ということも可能です。

まずは一度ご活用いただき、今後の運用についてご検討いただければと存じます。

5. ご不明点のお問い合わせ方法

【運用に関するお問い合わせ窓口】

総務財政課財務グループまでお問い合わせください。

【クラウドサインについての問い合わせ窓口】

ヘルプセンターをご活用ください。

ヘルプセンターはクラウドサイン画面右下のチャットアイコンよりアクセスが可能です。



自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご活用ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。

ヘルプの検索より検索が可能です。

こちらがヘルプセンターページです。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。

メッセージを送信をクリックします。

こちらはクラウドサイン運営事務局です。(対応時間：平日10時～18時)「メッセージを送信」よりご不明点が確認できます。以下の「今すぐ回答を検索」より、わかりやすい動画やイラスト入り記事を検索できます。